

JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記 1 に該当する者については、開催基準要項細則第 3 項〔本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）〕及び「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、下記 2～4 の特例を適用する。

1. 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2. 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第 1 項 - (1) に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 2) - ② に定める「(i) 居住地を示す現住所」、「(ii) 学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地」、「(iii) 勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3. 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第 1 項 - (2) に定める成年種別年齢域の選手は、「国民体育大会ふるさと選手制度」第 2 項に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4. 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第 1 項 - (1) に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

〔注〕 本特例第 1 項 - (2) に定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

附則

本特例は、平成 21 年 12 月 16 日に制定し、第 65 回大会から適用する。

本特例は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から適用する。